

いのち、きぼう、未来「犯罪被害者週間全国大会 2008」報告

11/30 東京都文京シビックホール

6回目となる全国大会は、全国19の被害者団体で構成する「犯罪被害者団体ネットワーク」(愛称、ハートバンド)の主催で、250人の参加を得て行われました。

北海道からは、昨年を上回る14人(内山、荻野、佐藤(2)、白倉(2)、高石(3)、高橋、中嶋、前田、山下(2))の会員と家族が参加し、江別市の高石弘さんが実行委員長、南幌町の白倉さんは「被害者からのメッセージ」(p10に要旨)を担うなど成功のために大奮闘しました。

30日の午前は、プレイベントとして映画上映。本大会は挨拶のあと、福地禎明さんが「川口園児死傷事件」について講演。被害者の声として、白倉さんの他に、滋賀(少年犯罪)と栃木(交通犯罪)の遺族、家族が発言。さらに内閣府犯罪被害者等施策推進室の報告、渡辺博弁護士の「被害者の司法参加について」の講演、追悼セレモニーと続きました。

なお、前日29日は、恒例の被害者団体による交流会が行われ、貴重な出会いと再会の中で絆を深め、元気を分かち合いました。

2日間の様子を初参加の方の感想を交え報告します。

(写真は、舞台上のハートバンド。被害者団体の輪と支援の方の輪が追悼の花で作られています)



実行委員長挨拶(抜粋)

「飲酒ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」共同代表 高石 弘

北から南まで日本全国から100名の犯罪被害者が集まっております。

事件の後、遠くに出かけることもなくなった被害者達もおり、この全国大会は、被害者がつながりを再生するという意味でも大きな意義を持ちます。そして大会の中で自分達の思いを社会に伝えられることは、被害者にとって大きな希望となります。

犯罪被害というものを考えた時、世界的流れとはいえず、日本でも考えていく必要があると声が上がり、礎^{いしづえ}を築いてくれた人々の努力で今があります。

被害者同士が手を取り合うのは、同じ思いをした者同士しか分りあえないという現実があるからですが、この大会は被害者だけではない沢山の人も思いを寄



せてくれています。その崇高さは真の人の心ではないかと思うのです。本当に感謝いたします。

参加報告 室蘭市 高橋利子

今回の大会参加のお話があったとき、正直申しますと、どのような大会で、どのような雰囲気の中で行われるのか検討もつかず、大変不安で、自分の中に潜む孤独の虫が参加することをためらいました。しかしそれらはまったくの杞憂でした。参加した被害者の会会員の皆さんを始め、全国の犯罪被害者の方との交流ができた事で、私の中で、何かが変わったように思います。参加して本当によかったと思います。

大会前日の交流会では、私のテーブルは交通犯罪被害者遺族の方ばかりでしたが、6人の方のお話をお聞きする事ができました。世界を旅することで、ご子息のご冥福を祈っておられる方、飲酒ひき逃げ厳罰化運動に取り組んでおられる方、ドライブレコーダー普及活動をされている方、今も裁判をされ、大変な状況の中に参加された方など、理不尽に奪われた愛する御家族の命を無駄にすまいと、それぞれの想いの中で活動し闘っておられました。何年経とうと悲しみは薄れる事がないことを共感しあえる、お仲間がそこにはいました。時間がとても短く感じました。

懇親会では、うって変って皆さんとても明るい笑顔でお話をされたり、美味しいご馳走に舌鼓をうち和やかな雰囲気でした。

翌日の大会は多くの参加者で会場は埋まり、厳かなうちにも強い意志の感じられるものでした。多くの被害者・遺族の方々の明日への希望につながり、多くの方へのメッセージを発した大会であったと思います。

今大会実行委員長を務められた高石さんをはじめ、ご尽力された皆様、有難うございました。

参加報告 旭川市 山下芳正

初めて参加させていただきました。当日は朝から緊張のため体がこわばるのを感じていました。息子のことや事故のことなどをふとした瞬間に考えている自分がいて、空港へ向う私の心は不安でいっぱいでした。

そんな中、飛行機に乗り込み、ふと目に入った日本航空1100便の乗務員名簿に「山下博之」の名がありました。副操縦士さんの名前が、偶然にも6年前交通事故で亡くなった息子と同姓同名だったのです。その名前を見た瞬間、先ほどまで事故のことを思い出しては不安だった心が、在りし日の頼もしく優しくした息子の事を思い出し、今度は安心から涙が止まらなくなりました。息子が私に「お父さん、大丈夫。ヒロがついているから」と言って、なんだか息子が操縦しているような気持ちになりました。本当に心穏やかな今まで体験したことのない不思議なフライトでした。

大会初日は、オリエンテーションが行なわれた後、「法律」、「歌」、「ヨガ」の3つの分科会が行なわれました。私は実行委員長の高石さんがリーダーの「歌」に参加し、息子の事件の署名活動を手伝ってくれた高校生が「お父さん(私)のために」と以前歌ってくれた

森山直太朗の「さくら」をリクエストしました。息子の事故現場の道道は街路樹に「さくらの木」が植栽されており、この歌を聞くと辛いばかりの現場に私を励ますように咲き誇る息子のような「さくら」を思い出すのです。



高石弘さん(中央)と木下徹さん(右)30日の茶話会にて

交流会では、交通事故犯だけではなく様々な犯罪で肉親を亡くされたり怪我をされたりした参加者の話を聞き、心が締め付けられるような思い

でした。そのような中、必死になって生きている皆さんの姿を拝見して勇気と希望をもらいました。

2日目は、映画「衝動殺人 息子よ」を観ましたが、涙々の2時間でした。結婚式を控えた息子が帰宅途中見ず知らずの若者にすれ違いざま刺され、「被害者遺族を保護するよう」法律を作る運動を進める姿が描かれており、色々と考えさせられる映画でした。最も強く心に残っているシーンは、息子さんが「こんなことで死ぬなんて、仇は必ず取ってくれよ」と言い、父親の腕の中で息をひきとったシーンです。

私達の息子は、事故を聞き駆けつけた時には治療室のベッドの上でもう意識がなく、動いている体も筋肉が硬直したり無意識で動いたりしていると看護師さんから説明がありましたので、息子の最後の声は聞けませんでした。私が声をかけた時上半身を起こし真直ぐに見つめる姿は、まるで「お父さん、俺は死にたくない」と訴えたように思えたことを思い出しました。これまで「命を奪われて許す人間なんていない」と信じ、息子のために厳罰(事案の実態に即した刑罰)を訴えてきたのですが、このシーンを見て自分のしてきたことに間違いはなかったと改めて強く感じたのです。

本大会に参加させて頂き、映画を観たり、犯罪被害者やその家族・遺族方々のお話や現状を聞いたりする中で、正しいことを訴え推進するのにはたくさんの障害があり、あきらめでは駄目だということ強く感じさせられ、心に傷を負ったまま自分達のような被害者や遺族が動かなければいけない理不尽な現状に、改めて迅速な法整備や支援の必要性を強く感じた2日間でした。

参加報告

札幌市 佐藤京子

私と娘は、今回初めて参加させて頂きました。

初日、同じテーブルに着いた彼女は、家族による殺人で、事件からまだ日が浅く、精神的、肉体的、経済的にも相当参っていて、話を聞いているうちに胸が痛くなりました。分科会に移り、私は歌声のグループに参加しました。回りを見ると先ほどの彼女も参加して居り、一緒に口ずさみ、手拍子をし、リクエストをし、とても喜んでいました。彼女の話の思い出すと、事件から今まで、こんな日が有ったのでしょうか。何かきっかけがないと外に出ることも出来ない彼女を、その背中を押してくれた同じ思いの仲間を支えられて、一日一日歩いてきたのでしょうか。皆がそばにいるから一歩を踏み出せ

た。こういう方々の為に全国大会が必要だと心から思いました。また次の日、講演で川口市の福地さんのお話を聞き、改めて沢山の人たちが、心ない扱いによって、悲しみと苦しみを受けていて、それは今も昔も何も変わっていないことに怒りを感じました。

娘はというと、一緒に来ていた子どもたちと親しくなり、夜は皆でイルミネーションを見に出かけました。次の日は娘の10歳の誕生日で、皆さんにお祝いをして頂きました。とても大切な思い出が沢山出来ました。

今手許には、笑顔の子どもたちの写真があります。この笑顔を大切に守っていきたい。子どもが犠牲になる事故を少しでも減らしていきたくて、息子の事故の後、思っていたことを思い出させてくれた大会でした。私は私らしく心のつながりを大切にこれからもゆっくり歩いていきます。今回参加させて頂き、心から感謝します。

参加報告

遠軽市 中島良子

夫が亡くなってから6年の歳月が流れましたが、これまでさまざまな事があり、生きていく希望も見いだせない日々が続きました。

誰にも話すことの出来ない苦しさの中、北海道交通事故被害者の会を知り、やっと分かり合える人と出会うことが出来ました。いろいろ話を聞いて下さり、私の身を心配していただいたことを心から感謝し、今こうしていられるのも皆様のおかげだと思っています。

この度、犯罪被害者週間全国大会に参加させて頂きました。大会前日29日の全体会では、全国に色々な被害者の会があることを初めて知りましたが、それぞれに苦しみを抱え、日々暮らしているのは皆同じだと実感しました。グループ交流では自己紹介と近況を話し合ったりしました。その後ヨガで体をほぐし、夕食の交流会では席の近くの人と話すことが出来ましたが、いずれも配偶者を亡くした方より、子どもさんを亡くした方が多く、裁判の話が多かったように思います。被害者の会の会員の精神的なケアがもっと必要と言ってくれた人がいたのが嬉しかったです。

30日の大会当日は途中退席でしたが、どの話も痛ましい事件ばかりで、冥福を祈るばかりです。一日も早く平和な世の中になって欲しいと思う毎日です。

最後に、私の心のよりどころとなりました相田みつをさんの詩を紹介します。

観音さまがみている
佛さまが見ている
みんな見ている
ちゃんとみている



北海道からの参加者(29日の交流会にて)

全国大会での発言から

調書の早期開示と公判前整理手続の見直しを

北海道交通事故被害者の会 白倉 裕美子



平成15年9月、暴走し反対車線へ侵入してきたトラックにより、当時14歳の長女美紗を失いました。

交通被害者の抱える問題点と北海道交通事故被害者の会の取り組みなどをお話させていただきます。(中略)

私たちが訴えていることは「交通犯罪被害者の権利と尊厳」です。

交通事故に関しての問題点を挙げてみると

- 1、事故＝過失という社会的軽視
- 2、事件捜査ではなく、事故処理を行う捜査機関の2つがあります。

一つ目に挙げた、社会的軽視の象徴として、尊い人命が通り魔的に奪われても、重篤な後遺障害が残る怪我を負わされても、原因が交通事故となれば、「やる気でやったわけじゃない」「運が悪かったと思うしかない」と言われることが多々あります。車を凶器とした犯罪であり事件なのですが、犯罪被害者という扱いをされることは、ほとんどありません。

二つ目の捜査機関の問題は、何よりも被害者を苦しめている状況が繰り返されています。

事故発生の連絡を受け、警察が出動し実況見分が行われるのですが、ここで他の犯罪と違うことがあります。道路という公益の場で起こることです。つまり、道路利用者があるわけですから、いつまでも現場保存をしておくということが出来ません。結果、警察も道路の開通を急いでしまうのです。

そこに交通犯罪の象徴である初動捜査の問題が出てきます。警察にも交通事故だからという甘い認識もあるのかもしれませんが、ひき逃げ以外で鑑識が出ることなども、聞いたことがありません。

そのため、一方が亡くなった場合などは特に、一方の指示説明を求め矛盾がないと判断すれば実況見分は終了してしまいます。ブレーキ痕なども警察官の目視での判断のみが多く、私達の望む科学的根拠に基づいた証拠保全、物証の確保や写真撮影がきちんとなされていない場合が多く、時間が経過した後不起訴通知が突然届く、略式起訴で終わっていた、裁判になって驚くような事実が告げられるなどの事態が多々発生しています。

積極的に被害者が動かなければ、ブレーキ痕などの証拠は消えていく、加害車両は廃車にされてしまいます。車という凶器で命が奪われた者の尊厳を守るためには、まずどのような捜査が行われたのかを早期に開示させることで、事故処理ではなく捜査を行わせること、物証が残っている可能性が高い段階

での調査開示が重要になってくるのです。

裁判になるまで書類を公の場に出してはならないという刑事訴訟法47条が警察の杜撰捜査を招いているとしか思えません。特に交通犯罪の場合の起訴率は低く、送検されても多くは略式起訴で裁判となる事案はほとんどありませんから、そのような裁判になるかもわからない書類を殺人事件同様に作成するのかという捜査員の意識に対しても疑念があります。家族にとっては凶器が車であるというだけで、殺人事件という気持ちになります。警察との温度差は大きく、結果不信感を抱くことになってしまいます。

処理という簡単な扱いをさせないために家族に出来ることは、捜査状況のチェック機能を働かせることしかありません。断言して言えることは、被害者遺族が警察よりも誰よりも厳しい目で事件を見ることが出来るということです。警察が捜せなかった目撃者を探し出す執念も凄まじいものがあります。被害者家族の事件に対する厳しい目を、捜査機関は甘く見てはいけなと思います。

捜査機関との相互協力が理想であり、交通事犯に関しては特に、事件直後からの捜査資料開示が警察にとっても被害者にとっても一番必要と思います。

この国は、検察官による起訴独占主義であり、有罪率100%に固執した傾向が強く、否認事件や証拠能力が弱い事件の起訴に消極的です。警察の初動捜査、物的証拠の保全がしっかりなされなければ、被害者であるべき人が被疑者とされたり、被害者側に過失を押し付けられ不起訴とされてしまう事案、略式起訴でという軽い処分が後を絶たないでしょう。

被告の指示説明で作られた不公正裁判により、いつまでも苦しみ続けることがなくなることが、私達の何よりの願いなのです。

杜撰な処理を行わせないためには、事件後実況見分調書が完成した時点で、被害者に対し公開することを制度化すれば警察官も安易に加害者の指示説明に頼る手法はできなくなるはず。早期の調書の開示が、最終的には公正な裁判へと繋がると確信していますので必ず実現させたいと思っています。

最後になりますが、北海道交通事故被害者の会は、被害者を蚊帳の外に置いた公判前整理手続に関し、要望や意見を強く述べています。

公判前整理手続は、裁判を迅速にわかりやすく進行させるため、つまり裁判員制度を見据えて制定された制度です。裁判官・検事・被告弁護人の三者が、非公開で、証拠の整理を行い、争点を明らかにして、裁判では、そこで決められた争点、つまり被告の否認事項に関する審議が始まるのです。

何より問題なのは非公開であること、そして被害者は事件内容の把握も出来ないまま、でも被告の参加は認められているということです。密室、不透明、不公正の温床であるこの制度により、不利益を被っている遺族が現実にいるのです。

そして、初公判から判決までの日時もすべて、この手続きの中で決定されてしまいます。被害者の意見を反映させることとされていますが、この制度に付した裁判は原則連日の開廷とあるので、被害者が裁判期日をもう少し空けてくれるよう要望しても、

制度の趣旨に反することになりますから、意見が反映されているとも言えませんし、手続きの進行状態を詳しく教えてもらえることもありません。

更には意見陳述に対する裁判所からの制約、わかりやすさ重視で遺族に断りもなく突然犯行現場写真が法廷のスクリーンに流されるなどの問題点を正していかなければいけないと考えています。これは明らかに、司法による横暴な権力行使であり、被害者への二次被害となっているのです。待ち望んでいた裁判が、加害者の否認事項に関しての審議ですから、被害者は事件の全容把握が非常に困難となり、知る権利も尊厳も全く無視されているのです。

明日も法務省に出向き、北海道交通事故被害者の会として、調書の早期開示と公判前整理手続の見直しを求める要望書の提出を行います。

悲惨な交通犯罪の被害に遭われた方々の想いを胸に、生きている私たちが出来ることをしっかりとやり遂げていかなければと思っています。



(関連記事: 15,19,20,21,22, 25,26,27 の各号)

以下は白倉さんの娘さんから寄せられた手記です。
(写真は亡き美紗さん)

特別寄稿 14歳から先の人生を 大好きなお姉ちゃんと 白倉 紗穂(14歳)

私はこの五年間ずっと両親のことを見てきました。じっと見てきました。お姉ちゃんが亡くなった年から今まで。

最初は何が起こったかわからなくて、「もうお姉ちゃんとは話せないかもしれない」と病院に行くのにおばあちゃんが迎えに来たときも「意味分かんない。これは冗談だ、皆で紗穂をだまそうとしているんだ」と嘘であることをずっと願っていました。でも病院に着いたら皆が、滅多に泣かないお母さんがひれ伏し泣いていて、冗談なんかじゃないことを知らされました。そこからは、もうほとんど覚えていません。夜になって朝になって、また夜になって・・・その繰り返しで、いつの間にかお姉ちゃんはどこにもいなくなっていました。

それから毎日、お父さんとお母さんは忙しそうに動き回っていました。遅くまでどこかに出かけて、帰って来たらとても疲れた顔をしていて・・・二人とも笑うことが少なくなって、ふらふらしながら書斎にこもっていました。そのころの私は二人が何をしているのかなんてわからなかったけど、お姉ちゃんのために頑張っているという事はわかりました。でも、かまってもらえないのはとても辛かったです。家にいても難しい顔ばかりしているし、話しかけても適当な返事しか返ってこない。

二人に無理はさせたくないと思っているのに、自分を見てもらうためわがままを言ったりして、お母さんを困らせていました。今考えるとそんな自分にめちゃくちゃ腹が立ちます。二人はそんな私をどう思っていたのでしょうか？ とにかく私はそのころは本当にチビで、二人に迷惑と苦勞ばかりかけていたとおもいます。お母さんに「もうやめようか。寂

しい思いさせているし」と言われたことがありました。かまって欲しいと思っていたのに、「今やめたらお姉ちゃんが悪いって認めることになるから続けて」と、頑張っしてほしいと思ったのです。両親の活動の意味が少しずつ理解できていたからかもしれません。

その私が初めてほんの少し頑張ったと思うのは、小学六年生の頃です。お姉ちゃんの裁判が始まったときでした。裁判で、初めてお姉ちゃんを殺した奴を見ました。本当に憎くて憎くて、自分には全然わからない言葉が飛び交う中ずっとアイツを睨みつけていました。そうしてないと、人を殺しておいて偉そうにしているアイツを、(こんな事考えちゃいけないかもしれませんが)殴り殺してしまいたくなってきそうだったからです。睨み続ける中でたくさんの事を考えました。

そんな時、両親は私に意見陳述というものがあると教えてくれました。はっきり言うと私に最初は勇気なんてなかったし、なによりちゃんと話せるか不安でした。でも、やると決意したとき一番辛かったのは文章を考えることです。今まで無意識に考えないようにしていたことを自分から思い出すのは本当に辛くて、涙が止まりませんでした。楽しかった事を思い出すのがこんなに辛いなんて。完成して読む練習に入ったときも、私はずっと泣きっぱなしでした。たくさんのお姉ちゃんとの思い出があふれ出してきて。そして本番大丈夫だろうかと不安で仕方ありませんでした。

本番、私は案の定泣いてしまいました。裁判官の前に立ちアイツの近くで読み始めたとき、悲しいのと憎い気持ちでごちゃごちゃになりました。でもどんなになっても最後までちゃんと読みきるのが約束だったので、声は聞こえなかったかもしれないけど読みきりました。終わったとき、私は初めてお姉ちゃんの、そしてお父さん、お母さんの役に立てたんじゃないかと思いました。

私は今中学二年生で、14歳と8カ月になりました。お姉ちゃんは14年と6カ年しか生きられませんでした。私は今、お姉ちゃんが過ごすことの出来なかった日々を過ごしています。私は「誕生日が来なければいい」とずっと思っていました。妹が姉を追い越すなんて、本当は絶対にあってはならない事を受け入れられなかったのです。でも実際に追い越した今、私は普通に笑っています。生きています。でも私だけこうしているのをお姉ちゃんは怒っていないだろうかと思うことがあります。自分だけがどうして生きていないのかと。そう考えることがあります。そんな人を恨んだり妬んだりするお姉ちゃんではない事は分かっているのに。このことを考えると、いつも頭がぐちゃぐちゃになります。私はお姉ちゃんの死を受け入れてしまったのか？でも受け入れていないのです。多分この文章変だと思いましたが、自分で自分がわからないのです。

だけどそれでも両親の活動の大きさや意味を理解したとき、考え付いた事がひとつだけあります。それは、これからもっと積極的に両親がしている活動を手伝っていくことです。それが、今この14歳から先の人生を大好きなお姉ちゃんと共に生きていける方法だと思ったから。

司法や国を変えていくために家族で頑張っていこうと思います。

公判前整理手続へ被害者側参加を 12/1 法務大臣宛要望書提出

全国大会の翌日12月1日、法務省へ赴き、懸案であった公判前整理手続の見直しを求める要望書提出を行いました。



超党派の交通事故問題を考える国会議員の会、事務局長の細川律夫議員にお世話いただき、下記要望書を手渡すとともに、約1時間の面談を行いました。

対応したのは法務省刑事局の菊池浩参事官他4名。実際に公判前整理手続に付され不条理を体験した白倉さんご夫妻も出席し、夫妻が事前に提出していた質問書に答える形で面談が開始されました。

私たちが要望理由で指摘した矛盾について、刑事局は「(この件については)要望もあり法制審議会で検討はされた。改正法に3年後の見直し条項があるので実施状況をみたい」という主旨の返答。今後さらに働きかける必要を痛感しました。

なお、面談後半は、7月に4団体で法務大臣に提出した調書の早期開示について再度要請。同席した柳原三佳さんも「外国ではパブリックインフォメーションとして開示している」と指摘強く迫りました。

最後に菊池参事官が「真相解明に果たす被害者の役割については、全ての検察官が深く認識しなければならぬと思う」と述べたことは重要でした。

(前田記)

要望書

平成20年12月1日

法務大臣 森 英介殿

北海道交通事故被害者の会

《 要望事項 》

犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨並びに被害者参加制度の実施を受けて、公判前整理手続に被害者ないし被害者参加人弁護士が出席できることとする内容の法改正を求めます。

《 要望理由 》(要旨)

被害者参加制度は、平成17年11月施行の公判前整理手続が定められた刑訴法改正時には既定のものではありませんでした。そのため、裁判員裁判における裁判員の負担軽減のための集中的・連日的審理が主要命題と考えられる公判前整理手続において、従来からの被告の権利は丁寧に尊重される一方、被害者側の参加の権利は一顧だにされず、結果として、犯罪被害者等基本法18条の「刑事に関する手続に適切に関与することができるように」との主旨との離反が明確になっているのです。

公判前整理手続において、争点整理のための請求証拠の扱い、期日設定等々について出頭ができ意見が求められる被告側に対し、被害者側はどうして参加できないのでしょうか。被害者参加人に委託を受けた被害者参加弁護士が出頭出来ないまま、既に争点が整理され、決定された証拠調べに公判に臨むのであれば、被告側との不公正さは歴然です。

ようやく「被害者参加人」となることができた私たち被害当事者は、刑事手続に「適切に関与」どころか、従前よりも「蚊帳の外」という立場に追いやられるこの事態に司法制度への不信を募らせています。犯罪被害者等の「尊厳にふさわしい処遇を保障」(基本法第3条)するならば、その固有の権利から、そして今次の参加制度との整合性を図るためにも所要の法整備は急務と考えます。

会の目録

2008.8.20~2009.1.10.

会合など

- 8/25 会報27号発送
- 8/29 道への要望書提出、道警との意見交換会
- 9/10 10/16 11/12 12/10 世話人会・例会
- 10/18 「フォーラム・交通事故 2008」
- 11/16 「世界道路交通犠牲者の日 札幌フォーラム」
- 11/30 「犯罪被害者週間全国大会 2008」(東京)

体験講話

- 9/10 出光興産北海道製油所 10/23 留萌中部3町村交通安全女性大会(高石)
- 9/25 道警北見方面本部(山下)
- 10/8 苫小牧西高校 11/5 月形学園 11/7 指定自動車教習所職員研修 11/25 札幌平岡高校
- 12/11 札幌厚別高校 12/12 札幌市北地区高等学校交通事故防止連絡会議(前田)
- 12/19 札幌月寒高校定時制(小野)

- 免許停止処分者講習 8/28 細野 9/19 佐川
- 10/31 荻野 11/28 小野 12/25 二宮

パネル展示

- 8/22~28 清田区民センター 9/5~11 東区民センター
- 9/29~10/3 札幌技術専門学校 10/6~10 北海学園大学 10/18 か
- でる2・7 11/12~14 中央区民センター 11/16 か
- でる2・7 11/16~19 札幌地下街オーロラスクエア(世界道路交通犠牲者の日:写真上) 11/22~29 札幌国際大学 11/25 旭川ターミナルホテル 11/26~28 上川支庁 12/17 か
- でる2・7



《 会員の皆さんへ 》 例会予定 2月18日 3月11日 4月8日 13時~ 事務所
2008年の定期総会・交流会は 5月16日(土) 13:30~ 「かでる2・7」です。